

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 5 月 20 日	
(宛先) 松本市長 臥雲 義尚 様	
提出者	
住 所	長野県松本市双葉12-63
氏 名	ゴールドパック株式会社 松本工場
電話番号	0263-25-3415
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ゴールドパック株式会社 松本工場
事業場の所在地	長野県松本市双葉12-63
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1101 飲料・たばこ・飲料製造業・清涼飲料製造業
②事業の規模	115億円
③従業員数	251人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (図1, 2, 3, 4, 5)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (図6)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	排 出 量	別紙1 t	t
	(これまでに実施した取組) 当社松本工場は、生産量の増減や生産品目により廃棄物の排出量も増減している。そのため排出量の制御はなかなか困難である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	排 出 量	別紙1 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後においても生産量の増減及び生産品目により廃棄物の排出量も増減するものと思われるが、生産性の効率化による廃棄物の排出制御を図っていききたい。また、購入する資材・原料の簡易包装化や繰り返し使用できる（リターナブル）包装容器の調達等を進めていきたい。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している廃棄物の種類は図1を参照。各工程から排出される廃棄物を分別解説書を基に分別を行い、廃棄物回収ステーションの所定の場所に投棄を行うようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別に関する指導を徹底し、廃棄物の再資源化、有価物化をより一層推進していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（上・下水、建設、その他）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	330.320 t	t
	（これまでに実施した取組） 当社では、脱水した汚泥を肥料として登録、販売し再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（上・下水、建設、その他）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	313.804 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今年度も、脱水した人参粕、野菜粕、果実粕を飼料として登録、販売することも計画している。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（上・下水、建設、その他）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	147.342 t	t
	（これまでに実施した取組） 工場内排水を脱水して汚泥を搾り廃棄量を削減。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（上・下水、建設、その他）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	139.974 t	t
	（今後実施する予定の取組） 工場内排水を脱水して汚泥を搾り廃棄量を削減。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 該当事項はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 該当事項はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	全処理委託量	別紙1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1 t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	（これまでに実施した取組） これまで当社では再生利用の推進を目的に、再利用のできる業者を中心に委託してきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	全処理委託量	別紙1	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙1	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙1	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	一	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	一	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も再生利用の可能な業者を中心に委託していくが、あわせて優良認定 処理業者への委託を行っていきたい。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【 2025】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位： t ）

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量
「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量 （※）		自ら再生利用を 行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った（行う）量		処理の委託に関する事項									
						自ら熱回収を 行った（行う）量		自ら中間処理により減量 した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者 への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	
		自ら直接再生利用した量 等を含めた事業場におけ る産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量 と自ら中間処理を行った 後に再生利用する量				中間処理前の量から中間 処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入 処分する量と自ら中間処 理した後に自ら埋立・海 洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直 接委託した量と自ら中間 処理した残さ量のうち処 理業者に委託して処理す る量		優良認定処理業者（廃棄 物の処理及び清掃に関す る法律施行令第6条の11 第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用さ れている場合の委託量 （委託先から別の業者に 売却等される場合を含 む。）		認定熱回収施設設置者 （廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第15条の3 の3第1項の認定を受け た者）		認定熱回収施設設置者以 外の熱回収を行っている 処理業者への焼却処理委 託量	
		①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法 律	1 燃え殻	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	2 汚泥	884.052	839.849	330.320	313.804	0.000	0.000	147.342	139.974	0.000	0.000	406.390	386.071	340.390	323.371	406.390	386.071	0.000	0.000	0.000	0.000
	3 廃油	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	4 廃酸	17.220	16.359	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	17.220	16.359	0.000	0.000	17.220	16.359	0.000	0.000	0.000	0.000
	5 廃アルカリ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	6 廃プラスチック類	149.760	142.272	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	149.760	142.272	127.530	121.154	149.760	142.272	0.000	0.000	0.000	0.000
政 令	1 紙くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	2 木くず	12.480	11.856	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	12.480	11.856	0.000	0.000	12.480	11.856	0.000	0.000	0.000	0.000
	3 繊維くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	4 動植物性残さ	251.060	238.507	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	251.060	238.507	190.610	181.080	251.060	238.507	0.000	0.000	0.000	0.000
	5 ゴムくず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	6 金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	7 ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず	0.035	0.033	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.035	0.033	0.035	0.033	0.035	0.033	0.000	0.000	0.000	0.000
	8 鋳さい	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	9 がれき類	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	10 家畜ふん尿	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	11 家畜の死体	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	12 動物系固形不要物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	13 ばいじん	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	14 処分するために 処理したもの	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
合 計		1,314.607	1,248.876	330.320	313.804	0.000	0.000	147.342	139.974	0.000	0.000	836.945	795.098	658.565	625.638	836.945	795.098	0.000	0.000	0.000	0.000

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- 産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績（現状）の量を、右側に本年度計画（目標）の量を、それぞれ記載してください。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- 「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。

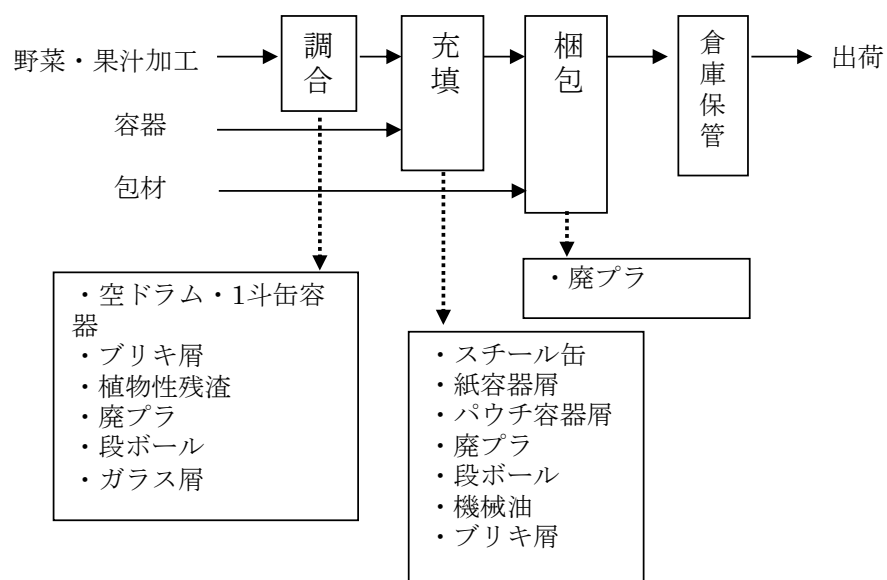


図1 ジュース製品製造フローシート

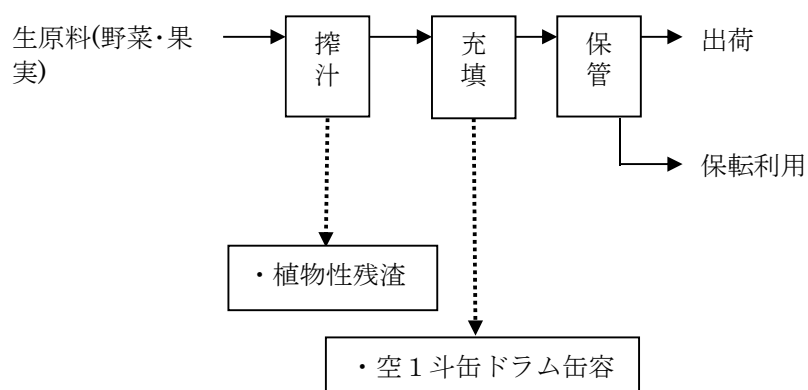


図2 搾汁製品製造ラインフローシート

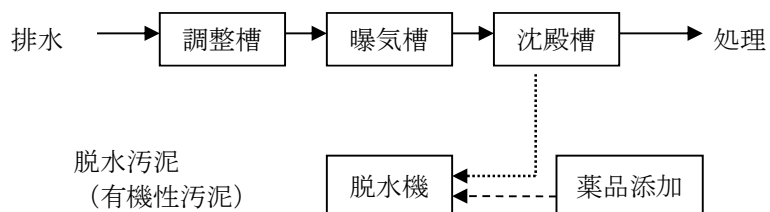


図3 排水処理フローシート

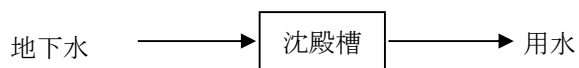


図4 用水浄化フローシート

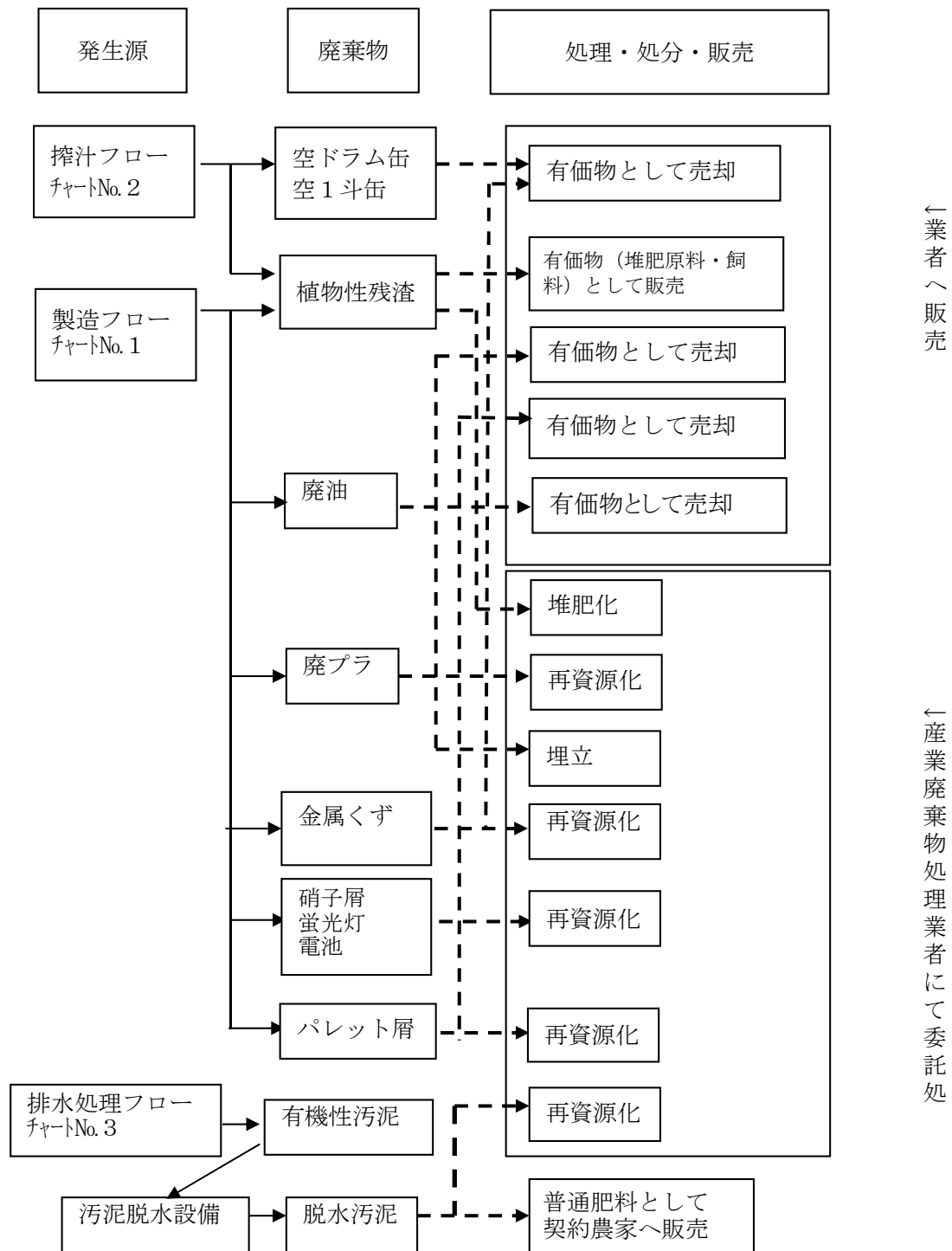


図5 廃棄物処理フロー図 現状

ゴールドパック株式会社松本工場 廃棄物管理組織

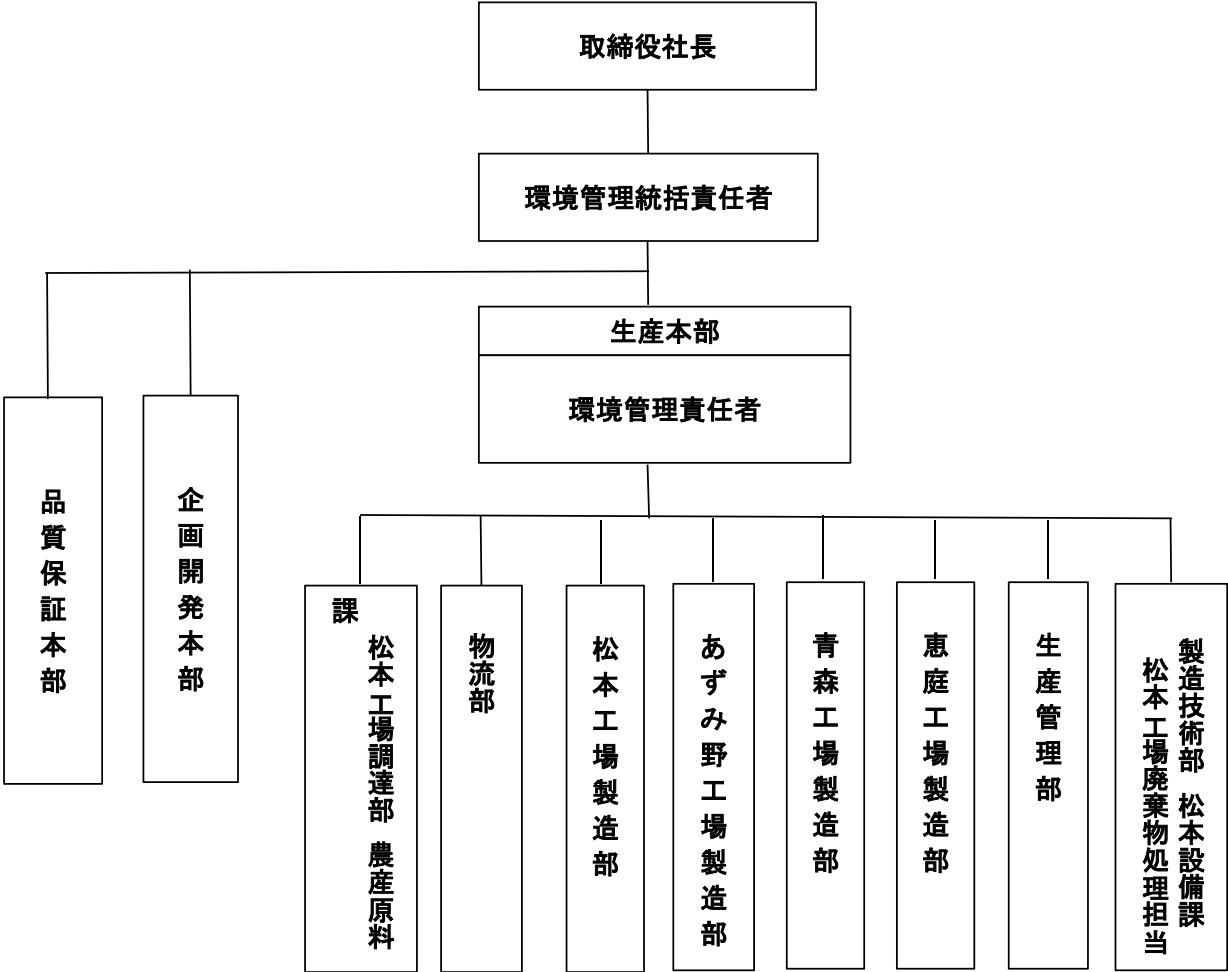


図 6